

北宋士大夫の徙居と買田

——主に東坡尺牘を資料として——

竺沙雅章

【要約】北宋の著名な文人官僚蘇軾（東坡）は多数の書簡を残している。本稿はそのなかから彼の買田に関するものと、郷里の族人にあってた書簡をとりあげ、当時の士大夫の社会経済生活の一面を明かにしようとしたものである。蘇軾は謫流にあって生活に苦しんだ黄州時期より土地を探し求め、知人や土着の士人の斡旋をうけ、ようやく常州（浙江）に買田することができたが、その際に地方官と結託して不正を働いた疑いももたれた。以後、生活の基盤をここに置き、故郷の眉州（四川）には一度も帰ることはなく、郷里の墳墓、家産等は族人らに管理をゆだねた。こうした本籍に帰らない風潮は北宋士大夫一般にみられることであり、賦みずからも記すように、生活および子孫の出世の便を求めていることであつた。それは当時の社会の流動的な一面を示すものである。他方、官僚になれず郷里にとどまる多数の士人が存在したことも注目しなければならない。

史林 五四卷二号 一九七一年三月

一 は し が き

北宋後期の文人官僚蘇軾（一〇三六—一一〇二）には一千首に近い多数の書簡が残っている。^①それらの書簡には、彼の日常生活が記述され、彼のありのままの心情が表わされてい、人間味の溢れた文章として多くの人々に愛読されてきたが、それにはまた当時の士大夫官僚の社会経済生活の具

体的なすがたを伝える資料を数多く含んでいる。本稿では、その中から主に彼の買田の経緯を記した書簡と族人たちにと与えた書簡の若干を挙げ、さらに他の士大夫官僚の事例をも如えて、当時の彼らの土地所有のあり方、同族および郷里との関係について二、三の考察を行なってみたいと思う。ところで、宋代新興官僚の大土地所有がさかんであったことは、周藤吉之「宋代官僚制と大土地所有」（社会構成史

大系二 日本評論社、昭三五）をはじめ、しばしば論及されてきたが、その土地所有の実態はなお詳らかでない。資料的には、土地文書の遺存がないこととともに、士大夫がみずからの土地買得、荘園経営等についての記録を書き留めていないことが、その実態を詳らかにできない一つの理由であろう。その意味で、蘇軾の書簡は彼の土地買得にいたる経緯をいくらか具体的に示してくれる興味深い資料といふことができる。もとより書簡の性質上、断片的な事実が知られるにとどまるが、従来、この種の資料が用いられることが少ないので、本稿は宋代土地問題に関する一つの資料的試みとしての意図をも持っている。

二 蘇軾の買田—黃州

蘇軾が買田の計画をいだいたのは科擧に及第したときからはじまると言われるが、それを実行に移したのは黃州謫居の時期であった。元豐三年（一〇八〇）黃州に流された当初、多くの家族をかかえて彼の生活は苦しく、日々百五十文の切りつめた暮しをしなければならなかった^④（答蔡太虛書、東坡集三〇）。そこで、もと軍營のあった荒地數十畝を得て開

墾し、ここに雪堂を築き、みずから東坡居士と号したことはあまりにも有名であるが、同時に他の場所にも積極的^⑤に土地を探し求めた。まず、黃州東南三十里にある沙湖^⑥螺師店の土地をかうべく檢分に出かけたが、そこで疾にかかった（書清泉寺詞、全集六八題跋）。その土地は蘄水のほとりの山谷の間にあり、一斗の種を播けば稲十斛が収穫できる腴田の土地柄であった（金穀説、全集七三）が、実際に見た田はあまり佳くなかったのでかうのを止めた（与陳季常三、全集五三）という。

当時、彼は買田の辛苦を述べて、

吾は世に求むるものなし。須^{もと}むる所は二頃^⑦の稲田もて、もって餽粥に充つることのみ。しかして至る所に訪問するも終に得べからず。吾が道、艱難の時に方^たれば、適^あくところとして可なることなきや。そもそも人生れておのずから定まれる分あり、一飽といえども、また功名富貴のごと、輕^かがるしくは得べからざるや（書田、全集六一題跋）。

わずかな俸給しか支給されない罪廢の身である彼にとつて土地を獲得することは急務であったが、八方手をつくしても得られない苦衷を述べている。

こうした彼の窮状に同情する知人たちから、しばしば土地を斡旋する書簡が彼のもとに届けられたようである。その一は陳慥字は季常であった。対岸武昌の田を紹介し、軾にここに移居することを勧めた。それに対する返事。

示諭されし武昌の一策は、嘗為を勞せず、坐ながらにして半費を減す。これ真に上策なり。然れども某の慮る所あり、又、恐らくは好事の君子、便ち粉飾を加え、擅に安置の所を去りて別路に居ると云い、京師に伝聞すれば、細事にはあらざるなり。また往来常なしといえども、然れども多言何ぞ至らざる所あらん。若し大審の後、恩旨やや覓になれば、あるいはこれを図るべし。更に深く慮られんことを希う。云々（与陳季常八、全集五三）。

この書簡は彼の流謫後間もない時期に書かれたものであろう。王文誥は黄州に到着した元豊三年二月末にこの書簡を置く（竝案二〇）。別路すなわち荊湖北路に移居することでまた物議をかますのを恐れ、鄭重に陳慥の斡旋を断っているが、当時彼の置かれたきびしい境遇を物語るものである。

第二に楊元素の斡旋をうけ、これには大いに関心を示した。蘇軾が元素に与えた書簡は一七首あり、そのうち九首

が黄州時代のものであるが、うち三首は買田の斡旋に対する返書である。以下、説明の便宜上、改行を施し序数を付す。括弧内は筆者の注記である。

(一) 令弟の訪を承けしも、岸下に泊処なく、又風雨に苦しみ、忽々にして別れ去りしは今に至るも足らず。

(1) 田事を示諭さる。方に罪せらるを憂う。乃ち留念かくの、ごときを蒙り、感華言うべからず。某は都て彼の中の事を知らず。ただ公の意の可とすると、こゝろ便ならざる者なからん。

(2) 軍屯の東三百石なる者、便ち状を下せしに甚だ佳なり。

(3) 李教授（李昭玘、時に徐州教授）の兄又云う「官務相近きところに一荘の大いに佳なるものあり」と。（注）これ彭寺丞報せらる。また閑に間看せん。

(4) 今日、章質夫（竝案、宰相得象の従子）の子こを過ぐ。すでに舟中に二百千省を載せて上納を託せり。到らば乞う留下せられよ。

果して公の見念を蒙り、婦老の資あらしむれば、異日、公、蒼生のため復起するとき、当に却って公の為に田園を茸治し、もって今日の賜に報ゆべきなり。

たまたま新旧の守到発し、冗甚しければ一一せず。

(二) 秀才唐君留念をなすを許され、兼ねて幹人をして久遠に

幹せしむと示論せらる。幸甚幸甚。某いまだこの間を去る能わず。更に人の往幹すべきものなし。必須唐君を奉煩するに至るならん。いまだ嘗て相識らざるに、便ち開許を蒙るは、必ず元素の故をもつてなり。深く書を作つて謝をなさんと欲するも、たまたま冗甚し。久しからず別に附問せんも、しばらくは区々を道わんことを乞う。云々。

(三) (1) 示論を承けたる定襄胡家の田は、公、唐彦と之を議すれば、必ず遺策なからん。小子坐して成熟を享く。知幸知幸。近ごろ唐君に答うるの書并びに紅字韻に和するの詩、必ず皆達せん。胡田の先に佃し後に買うは、いわゆる橋を抱いて澡浴し、纜を把つて船を放つものなり。呵呵。凡事既に左右を干渉するを免がれず。乞うらくは、一面にこれを裁き、某に問うを須たざるなり。なお二百千省あり。若し使うべくんば乞う示論せられよ。便を求めて附去せん。

(2) 陳季常慥に見うに、云う「京師に任郎中其卒の子にあうに、荆南頭湖の莊子を買らんと欲す（注）府を去ること五六十里、田五百來石あり。その直は六百千。先にただ二百來千を要し、余は進邇に還すべし」と。信なるや否やを知らず。又樂宣徳（近）にあうに言う「この田甚だ好し。ただし税やや重し」と。問看せんことを告う云々（以上、統集五、全集五五、外集六八）。

楊元素は名は繪（一〇二七—八八）、四川綿竹の人、皇祐五年（一〇五三）進士に及第し、神宗朝に翰林學士になったが、ある事件に坐して熙寧十年（一〇七七）五月荆南節度副使に貶され、さらに提拳江州太平觀に貶されて、元豐六年（一〇八三）十一月恩赦により知興國軍に復歸するまでの間江陵に居住した。彼もまたここに土地を獲たらしく、軾も（一）の尾に「公のために田園を葺治し云々」と述べている。また彼は死後、江陵鼎龍山郷全家村に葬られていることから、謫居中に江陵に生活の基盤を築いたようである。

右の三首の書簡は、王文誥によれば、元豐六年五月に書かれたものという。その根拠は（一）の末尾に「たまたま新旧の守到発し」とあるのは、この年の四月末、知黃州が徐大受より楊君素に交代したことを指すという。従うべきであろう。

さて、書簡によると、楊繪は定襄すなわち江陵の胡家の田産を紹介してきたが、罪謫の身で黃州を離れられない蘇軾は買田交渉を楊繪と唐秀才とに一任した。唐秀才は恐らく在地の士人であって、実際には彼が買収に當ったと思わ

れる。しかし、買田交渉は順調に進まず、たびたび楊絵より賦の裁断を求める書簡が送られてきたようである。もともと難しい問題は、(三)の(1)の「胡田先佃後買」という点にあったらしい。それは、彼が得意とする比喩「抱橋澡浴、把纜放船」から推測すると、胡氏は土地の所有権を手放さず、先ず佃権のみを譲渡しようとしたようである。先ず土地を典質して銭を借り、後に絶売する「先典後売」の慣行が近代まであり、宋代では「已典就売」「改典就売」と言った。すでに太宗雍熙四年(九八七)二月改典就売の諸規定が設けられ、仁宗天聖六年(一〇二八)八月已典就売契に対する収税規定が作られている。それらについては周藤吉之「宋代の典佃制」(宋代社会経済史研究 昭四〇、一八一—二二頁)等に詳しい説明がある。そこで「先典後売」等が質入者からする語とすれば、この書簡の「先佃後買」はそれを裏がえして言った典主側からする語といえる。元祐二年(一〇八七)三月辛巳、王巖叟の奏状中に

民間の莊土を典売するは、多くはこれ婚姻喪葬の急より出ず。往々錢主に哀求して、先に借錢をなし後にはじめて印契す。云々(長編二九七—一三)。

とあり、農民が土地を手離すのは多くは差し迫った金策のためであった。胡氏もまたそのような状況にあったことが想像される。他方、買取主の方は直ちに完全な所有権を獲得しておきたいとの欲望があり、所有権をめぐって売る側と買う側との折合がつかなかったことが、定襄胡家田の収買に手間どった理由であろう。この場合、買田交渉を唐秀才に一切委ねたばかりでなく、買取後の田荘の管理にあたる幹人も楊絵が定めていて、蘇軾は直接には全く干与していないことも注目されよう。

(三)の(2)の荆南頭湖莊子の売主任郎中其孚の事蹟は詳かでないが、同郷任氏の族親であろうか。ここで、莊田の位置、收穫量、田佃とその支払い方法さらに「但税稍重」と田税の軽重が問題にされていて、彼らが土地を選定する際の条件を知ることができる。他の場合も同様であるが、土地の広さは問題でなく、地の利と収益とが最大の関心事であった。

その後、軾は兒子を荆南に往かしめた。

兒子は荆南に往きて少事を幹せしめ、いまだ還らず。還らば即ち教に答えしむるなり(答蘇子平先輩 続集五)。

ここに少事を幹せしむとは買田の事であった。そのことは、やはり黄州時期に發した「范蜀公に答う」書で知られる。

卜隣をなさんと欲すとの示論を蒙る。これ平生の至願なり。

……ただし囊中にはただ數百千あるのみ。すでに鬼子をして持ちて荊渚に往かしめ、一小莊子を買えり。命を聞くことの後を恨む。然れども京師になお少しく房縉あり。もし從者に指揮して、この業を売ることを幹當せしむるを許さるれば、八百余千を得べし。識らず左右に納むべきや否やを。云々統

集五、全集五〇。

范蜀公すなわち范鎮（一〇〇八—八八）は成都華陽の人、當時、新法に反対して許州に退居していた。ここに荊渚の一小莊子とは、さきの任氏の田であろう。その価直は総額六百貫であったから、手持の數百貫をすべてこれに注いだこととなる。そこで范鎮の申出に対しては、京師に有する屋業を売ってその資金を調達してもよいと記している。王文學は、この屋業をさきに蘇洵が購得して居住していた南園にあてて、断定することは困難である。それはともかく、京師の屋業等の資産がついには土地に投下される一つの突

例を示す。

以上のごとく、黄州に流された蘇軾は生計の資をうるため土地の買得に熱心であった。その地域は黄州とその近辺に止まらず、荊南の莊田を取得したように右の書簡に記している。間もなく彼は黄州を離れ、再び「求田問舍」に奔走する。以後、上記の土地については何ら言及しておらず、結局はこれを買わなかつたとみられる。

三 蘇軾の買田—常州

元豐七年（一〇八四）三月、汝州團練副使・本州安置・不得簽書公事の辞令を受取つた蘇軾は、黄州を離れて江沿いに汝州へ向けて旅立ったが、旅の途上でも絶えず土地を探し求めた。金陵では鍾山のふもとに隱退している王安石を訪れ、^①のちに彼に宛てた書簡に

某はじめ田を金陵に買わんと欲し、杖履に陪して鍾山の下に老うるを得んと庶幾^{ほほ}うも、既にして遂げず。今饑真に一住し、又すでに二十日、日々に求田をもつて事となす。然れども成否いまだ知るべからざるなり。若し幸にして成らば、扁舟もて往来し、公に見ゆること難からざらん（統集一一）。

とあり、金陵での求田を遂げず、儀真に行き、ここでも土地を物色する日々を送ったが、結局成らなかつた。ようやく十月になって常州宜興県にある曹氏の田を買得した。

この土地は宜興の深山中にあり、市を去ること七十里の不便な場所であったが、親情蔣君の勾当かじんに便なので買ったのだという(与主定園三四、全集五二)。『万曆常州府志』卷三によれば、

東坡別業 在県北五十里瀟湖塘頭。

と記す。

蔣君とは宜興の人蔣之奇(一〇三一—一〇四)の族人である。当時、之奇は江淮荆浙発運使として漕運を掌り成績を挙げていた(宋史三四三)。また『万曆常州府志』卷三に

南莊 在県北五十二里。蔣頤叔(之奇)嘗置義田于此。因名之。

とあり、一族のために義田を設けていた。県北五十二里とあるので、県北五十里の東坡別業はこれと近接していたことが知られ、「親情蔣君の勾当かじんに便」と蘇軾が記すのは、近くに土地をもつ蔣氏が軾の田をもあわせて管理したことの意味する。

念願の帰休の田を得た蘇軾はその喜びを詩文に著わして、方々の知人に報せた。

僕すでに田を陽羨(宜興)に買えり。まさに聖主に余生を哀憐して、ここに安置を許されんことを告こうべし。幸にして許さるれば、遂に室を荆溪きょうせの上に築きて老いん。云々(全集五七、答賈耘老二)。

すでに宜興の一小莊を買得せり。且つ彼に居ることを乞い、遂に常(州)の人とならん(全集五三、与潘彥明一)。

右の文中に記すごとく、汝州居住を命ぜられていた彼は、婦老の地を得た結果、皇帝に常州居住を乞う上表を行ない(東坡集二五)、翌八年二月その許可をえた。しかし、三月に神宗が世を去り、旧法党人が中央に復帰すると、彼も五月に知登州、九月に礼部郎中となって官界に復帰し、常州居住は数月にも満たなかつた。

この宜興買田が十年後に御史台の弾劾を受けた。すなわち元祐八年(一〇九三)五月、監察御史黄慶基、董敦逸が彼に対する弾劾文のなかで、

常州宜興知県李去盈と結託して、姓曹なる人の抵当田産を強買し、その人上下に論訴進状を致すこと凡そ八年、はじめ

て断還を与まさる（長編四八四—一四）。

と弾劾した。当時、礼部尚書にのぼっていた蘇軾は、自弁の劄子を上つて弾劾事実の誣妄を弁明した。宜興買田については次のごとく反駁した。

慶基言う所の、臣が常州宜興県姓曹なる人の田地を強買し八年にして州県はじめて断還を与ませりと。この事はもと臣が団練副使に任ぜられし日、罪廢の中に、親識に託して、状を投じ条に依つて、姓曹なる人の一契の田地を買得せるに係る。後來、姓曹なる人かえて臣の処に來り、昏頼ぼんらい争奪す。臣即時に本路転運司に牒して、公に依り理を尽して根勘せしむ。仍お便ち状を具して尚書省に申す。後來、転運司、官を差さわして姓曹なる人を勘得し、非理に昏頼ぼんらいせるを招服せしめ、法に依つて決し訖れり。その田は旧に依り、まさにこれ臣を主となすべしと、臣に牒して照会あり。臣、小民の無知にして、意は財を得るに在るを感み、臣すでに位を侍従に備うれば、これと曲直を計較するを欲せず。故に招服断還の後において、却つて姓曹なる人、元価をもって収贖するを許す。なおまた尚書省に申し、及び本路に牒して施行せしむ。今、慶基すなわち「これ本県が本人に断還せり」と言うは、顯かにこれ誣罔なり。今來の公案は戸部に見在すれば、もつて取索案

（験すべし）奏議集一三、長編一八四—一四）。

弾劾文によれば、元主曹氏は八年間も訴えつづけたとあるが、蘇軾みずからもこの弾劾事件が起る以前に王定国（名は鞏、王旦の孫）に宛てた書簡につぎのごとく記す。

宜興の田、某めに敢てこれ等を愛まむことあらんや。然れどもこの田は見けんに元主もとぬし某かれがを昏頼ぼんらいす。見けんに公文あり、浙漕の処に在つて理會するも、いまだ了絶を見ず。まさにまた都省に申すべきなり（全集五二 与王定国三十四）。

王文誥の考証に、元祐六年五月以前、その年の春間のことという（総案二四）のは正しいであろう。弾劾を受ける二年前であり、その時、転運司で審理しているがまだ結着をみないので、さらに尚書省に申状しようと考えていたことがわかる。その後、転運司の判決が下り、蘇軾の主張を認めて所有権は買主にあるとしたが、すでに高官にのぼつて家計に余裕ができていたので、軾は元主曹氏に元価で収贖するのを許した。曹氏の訴えを認めて宜興県が元主に断還したという黄慶基の言は誤りであると弁解したのである。

そのいずれにしても、果してこの土地を元主に返却したか否かについて、疑問をいだいたのは、南宋の周必大（一

一二六一—一二〇四)であった。度々宜興を訪れて東坡の事蹟に関心をもった彼は、紹熙三年(一一九二)蘇軾の宜興買田に関する資料をあつめ、右の一件について

今、公の曾孫なおこの田に食す。あに曹氏理屈してまた贖

さざりしや、そもそも當時置く所これに止まらざりしや(益公題跋二二、書東坡宜興事)。

と記す。南宋後期、ここに彼の曾孫が居住していたが、すでに買田の経緯は定かでなくなっていたのである。そこで子孫が住んでいた土地は曾氏の田ではなく別に買得したのだという推論も、後世には出されたが、『万曆常州府志』に記すその位置からして、曾氏田は返済されず、結局は軾の所有に帰したとみるのが妥当のようである。

その土地はいかほどの広さであつたらうか。王定国に与えた書に

近ごろ常州宜興に在って一小荘子を買得したり。歳に百余碩を得、食に足るべきに似たり(与王定国一六、全集五二)。

とある。南宋の例ではあるが、常州潤州などは土地がやせていて畝ごとの租米は多くても五、六斗あるいは四、三斗であつた^②。彼の土地は、市より七十里はなれた深山中に

あつたから、毎畝の収穫量はさらに低かつたとも考えられる。もし百碩とあるのが租米とみて、畝ごとに三、四斗とすると、二〇〇畝から三〇〇畝になる。また蘇轍『樂城後集』二〇「祭亡兄端明文」に

終に毗陵(常州)に止まる。田數頃あり。

とあり、ほぼその広さを推測しうる。

さて自弁の劄子を上つて四ヶ月後、元祐八年九月、宣仁太后の死、哲宗の親政によって新法党人が復活し、旧法党に属する蘇軾は嶺外に流謫されることになった。しかしすでに宜興に土地を得たので、黄州の時のように家族の生活に不安を覚えることはなかった。嶺南への出発にあつて、友人參寥子道潛に宛てた書簡(一一二)に

従来奉養陋薄にして喫入微なりといえども、また鹽糶に供すべし。及び子由(轍)俸七千を分たる。適(軾長子)家を將^{まか}いて大半宜興に就食し、すでに失所せず。外に何をかまた心に掛けんや(全集六一)。

と記し、家族の大半を宜興に置き身軽に嶺南に旅立った。嶺南にいても遙かに宜興の田を想い、秧馬とよぶ田の中を行く小舟を見て「自分にも陽羨に薄田があるので、この農

器を教えてやりたい」と述べている（題秩馬歌後、全集六八題跋）。

彼の死後、汝州郟城県に葬られ、その子孫も汝州と常州に分れて住み、郷里眉州には帰ることがなかった。南宋後期にも曾孫が宜興に住んでいたことは、周必大の題跋で明らかである。その点は弟の轍も同様であって、轍は許州に居を定めた。「卜居賦引」（欒城三集五）にその経過を述べるが、それによると潁川（許州）の西三十里に田二頃を有し、のちに城西に築室し、次第に田を買い増して幾倍かにしたという。ちなみに『欒城後集』『同三集』には、潁浜遺老と号して隠退した晩年の自適の生活を描写した詩文を収める。

また、果すことはできなかったが、二人の父蘇洵も早くから卜居の志をいだいていた。『嘉祐集』一五「卜居の志を道い陳景回に贈る」詩序に、郷人陳景回が蔡州に土地をもち帰老の計をなすのをうらやみ

余かつて嵩山の下、洛水の上に、地を買い室を築いて、以て休息の館となさんと意あるも、いまだ果さず。

と記す。結局、蘇洵は京師に客死し、軾兄弟が護喪して郷里の眉州に葬られた。このように四川を出て官仕した蘇氏父子は、ともに土地を他の地方に求めて退休の計を企てた

が、それでは、郷里に残した田産あるいは族人とは、どのような関係にあったのであろうか。そのことを述べる前に、眉山蘇氏一族の歴史を明らかにしておく必要がある。

四 眉山蘇氏の系譜

眉州眉山の蘇氏の系譜は蘇洵が編纂した「蘇氏族譜」「族譜後録」（嘉祐集二三）によって知られる。それによれば、蘇氏の先祖は唐則天朝の趙郡欒城の人蘇味道であり、かつて眉州刺史となり、その一子が眉州に家したのが眉山蘇氏の始であると伝える。ただし「族譜後録」でも、「高祖逕以前はすでに詳かでない。曾祖鉞より後はやや記すことができる」と記しており、味道につながるか否かは明らかでない。鉞は唐末の人であり、恐らくこの頃より次第に抬頭してきた土着の一族であつたろう。鉞より後も族人中で官吏になった者は居らず、蘇氏は小都市の一名望家にすぎなかった。その状況は洵の父序（九七三—一〇四七）の二、三の逸話によってうかがいうる。『族譜』では、彼は凶年に自らの田を売って飢者を救い、のちに返済を申し出ても受取らなかつたという。『師友談記』には、著者李廌が蘇

賦より聞いた話として、序は郊居して陸田に粟を種えて大倉に儲え、累年にして三、四千石に達した。この貯蔵の粟を凶歳に放出して、族人、外姻、佃戸、郷曲の貧者の順に与えた。また宅のまわりに芋を植え、乏食の時節に蒸芋を門外に並べて、飢者が自由に取って食べるようにしたなどの美談を伝えるが、これらによって、蘇氏が若干の田産を有し佃戸を抱えた地主であったことが知られる。さらに例の均産一揆が起って眉州が包囲された時、二二才の彼は「日々兵を指揮して城を守った」(蘇廷評行状)といい、土軍を結集して郷井を守った眉州の一土豪の姿を浮び上らせる。彼は「読書を好まなかつた」(蘇譜後録下)が、子弟の教育には熱心であり、みずから家業にはげんで、次子渙の受業をたすけた結果、渙は天聖二年(一〇二四)の進士乙科に及第し、のちに利州路提点刑獄まですすんだ。実に渙は眉山蘇氏一族にとって初めての官僚であったが、同時に眉州における宋代官僚の先達でもあった。蘇轍は「伯父墓表」(欒城集三五)に、五代より以来、眉州の士大夫は官僚になろうとせず、天禧中(一〇二七—二八)に孫堪がはじめて進士に挙げられたが、世に顯われないうちに死去しており、眉

州で官僚となつて活躍したのは伯父にはじまる。その後彼は慕つて出仕するものが相継ぎ、今(元祐三年、一〇八八)では、仕うるものつねに数十百人、処士はつねに千数百人に達すると述べる。

蘇渙の仕官により、読書を好まぬ父の序も官を授けられ、蘇氏は官戸に上昇した。その時の状況について賦が語つた話を『師友談記』に載せる。

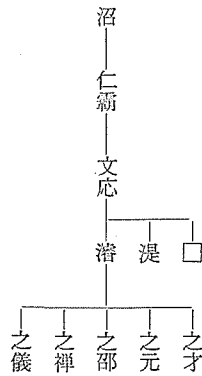
祖父(序)酒を嗜み、甘んじて村父と箕踞し高歌大飲す。

忽ち伯父(渙)の封告至り、伯父朝に登る。而して外氏程翦(澄)もまた朝に登る。外祖甚だ富み、二家連姻す。皆子の貴きをもつて官に封ぜらる。程氏預めこれを為し、祖父に謂つて曰く、公何ぞまた預めこれを為さざるやと。太傅(序)曰く、児子の書（がみ）に作官の器用もまた寄せ来ると云うと、一日、方に大醉中、封告至る。並びに外纓・公服・笏・交椅・水篋子・衣服等の物あり。太傅時に露頂に一小冠子の指ばかりなるを戴く。大醉中に告を取り、箕踞してこれを読み、畢りて諸物と并せて一布囊中に置く。告を取る時、余りの牛肉多し。また一布囊中に置き、村童をして荷い帰らしめ、驢に跨がつて城に入る。城中の人、告を受くと聞き、或は郊外に就いてこれを観るに、諸（か）に塗に遇い、二囊を荷擔するを見て、大笑

せざるはなし。程老これを聞いて、そのただ簡なるを諷る。ただ有識の士はこれを奇とす。

子の仕官により封官を受ける父はあらかじめ官人の衣冠等を用意して封告の到着を待ち、告を受けたことを聞いた町の人々が遠く郊外まで観に出かけるといった、官僚を出した家をめぐる様子を具体的に示している。ここで、封官に無頓着であった蘇序と対比されている程氏は同じ眉山の人で、その家系はつぎのごとくである。

眉山程氏系譜



いくらかでも事績がわかるのは仁霸にはじまる。彼は宋朝が蜀を征服し土地の名望家を選んで撰官せしめた時、撰録(事)参軍になったが、眉山県尉と意見が対立して免官になった^④、と蘇軾が伝える。その点でも全く官吏を出さなかった蘇氏と異なり、程氏は蘇氏よりも眉山において名望の家

柄であった。しかし罷帰後、仁霸は家居して仕えず、子の文応も官吏にならなかつた。程氏初の官僚は潜(一〇〇一—八二)であった。彼は天聖五年(一〇二七)同学究出身を賜わり、幕職官を歴任ののち大理寺丞となり、再度科挙を受けて進士乙科に及第し、のちに荆湖南路提点刑獄、夔州路転運使を歴任した^⑤。すなわち程潜は蘇渙にやや遅れて官僚となり、彼の五子のうち之禪までの四人が任官するという、蘇氏とほぼ同様の過程で官戸に上昇した。蘇氏とは、程潜の妹が蘇洵に嫁したことで姻戚関係を結んだが、程氏はつねに眉の大家、富豪と称せられるのに対し、蘇氏はつねに貧と言われる。司馬光も「蘇主簿夫人墓誌銘」(司馬溫公文集七六)に「程氏は富みて、蘇氏は極めて貧なり。」と記しており、資格は同等でも家産において相当のひらきがあったようである。

従って蘇洵にとって官僚になることは、貧を救い一家を支えるために必要なことであった。彼は科挙に失敗してもなお四方に「官游」して就職のために奔走し、ようやく嘉祐五年(一〇六〇)試校書郎を授けられたが、それでも彼は不満であった。時の宰相韓琦に送った書簡に

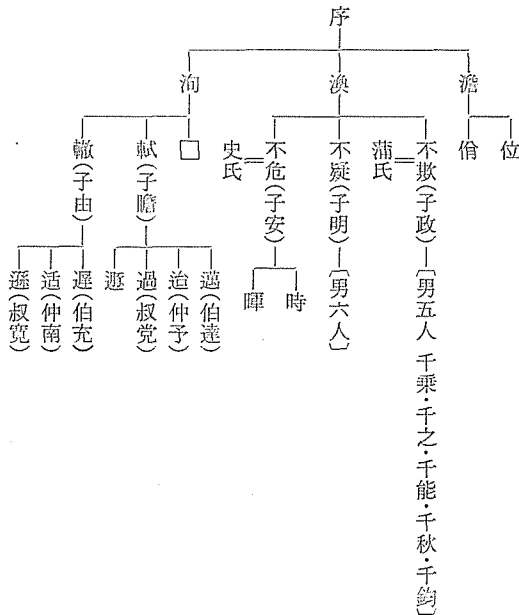
去歲、朝廷より試校書郎を授けらる。洵もまた敢てこれを少しとするにはあらざるなり。然れども、区々として厭あきらなく、また相公に求むる所以は、実に家貧にして費なく、六七千錢を得るも誠にもって贖養するに足らざればなり(嘉祐集一 二)。

とあり、より収入の多い官職を要求した。さらにこの書簡では、官僚といえるのは京朝官以上で、試校書郎のようなそれ以下の官吏は身心を使い果して人に酷使され、僕隸と変るところがないものとも記し、官僚を志向する者の本意を吐露している。

以上のごとく、眉山蘇氏は唐末頃より系譜がたどれる新興地主階級であり、宋初には土地の名望家としての地位を築いていたようである。そして仁宗朝に官戸に上昇し、以後代々官僚を出す家柄になった。しかし同じころ官戸に昇った外戚程氏に比べて蘇氏は極めて貧しいとされ、洵は官僚となり俸禄によって家計を支えることを期したのであった。程氏と蘇氏とはともに新興階級であり、同じ時期に官戸になったが、両家の経済状態には著しい貧富の差があった。それは宋代の新興官僚全般にみられることであって、

つねに富裕な階級であったとは限らない。むしろ宋代の政治、文化の指導的地位にあった代表的な士大夫には蘇氏に似た境遇にあったものが多かったように思われる。

眉山蘇氏系譜



蘇軾・蘇轍兄弟はこのような家庭に育ち、ともに発跡して官僚生活を送ったが、彼らは父の服喪を終って都に上って以後、一度も故郷に帰ることなく、すでに述べたごとく

生活の基盤をそれぞれ異郷の常州、許州に定めた。それでは彼らの生存中、郷里に残した家産や族人との関係がどのようになっていたのかについて、やはり主に軾の書簡を通じてうかがってみよう。

蘇洵夫妻は眉州彭山県安鎮郷可龍里に葬られたが、元祐六年（一〇九二）墳側の旌善広福禪院を功德墳寺に充てて墳墓の維持に当らせ（樂城三集一〇、墳院記）、子姪を遣わして墓祭を行なった（樂城後集二〇、北婦祭東塋文、遣遺祭東塋文）。また墳域その他郷里に残した財産の管理は族人の蘇子安と隣人楊濟甫に委任し、軾は兩人に宛てた書簡でしばしば東塋の照管に謝意を表している。その一。

東塋の墓松、甚だ照管を煩わせり。もし更に甚るべき間、告う兄と楊五哥（濟甫）とほぼ往覩し、まさに分明に根柢を点數して佃戸に交付すれば、すなわち偷斫を致すを免がれん。然らずんば、与に榜を出して賞を立て、人の偷斫を告ぐる者を召すもまた佳し。一切、留意相度されんことを告う（与子安兄三、全集六〇）。

これは墳域の松林の盜伐を防止する方法について指示し

たものである。子安は名を不危といい、軾の伯父渙の第三子。長兄不欺、次兄不疑が官僚となって離郷したが、不危ひとり仕官せずに郷里に止まっていた（伯父墓表）。そこで自房の族産を護るとともに軾の一房の世話もしていたのである。軾は彼に与えた別の書簡で

老兄嫂、火垆頭に団坐し、児女を環列し、墳墓は咫尺、親眷は満目なるは、便ちこれ人間第一等の好事、更に何の羨やむ所かあらん（与子安兄一、全集六〇）。

と記す。この書の冒頭に東坡雪堂を作ったことを記すので明らかに黃州謫居の時期に書いたものであるが、火爐を囲み兒子に取りかこまれた郷里の生活こそ人間第一等の好事であるとして子安を慰諭しており、恐らく子安の書簡には離郷していった族人たちを羨み、謫居の叔父にまでその不満をもらしたのであろう。しかし子安の一家も長子の時が紹聖四年（一〇九七）に登第し官僚となった。その時すでに子安は亡く、軾は嶺南惠州より史氏太君に書簡を寄せ祝意を述べている（与史氏太君嫂、全集六〇）。このように、離郷した蘇軾らは父母の墳墓の管理を郷居する族人に委ねたが、そうした例は歐陽脩の場合にもみられ、郷里を去った官僚

に共通する形態であつたと考えられる。

ところで蘇軾の詩や書簡中には族親、郷人に宛てたものが多いが、高官にのぼつた後でも族親らに対して積極的に経済的な援助を行なつた形跡はみられず、あるいは同族の繁栄を図るための義荘に類する施策を行なつてもいない。

そればかりか、彼はむしろ族人に対して故郷を離れて他に移居することを勧めている。すなわち子安の兄子明(不疑)に与えた書簡に、

兄の才気は何くに適くも可ならざらん、数々蜀中に留る。

此の間必ず衝替を免れん。いかでか一人来つて荆南に寄家し、单騎もて入京し、因つて少物を帯び来つて、遂に江淮一任の計を謀るもまたこれ一策。試みにこれを思え。他日、子孫の応挙官游皆便なり。弟もまたかくの如きを欲す。ただ先人の墳墓、人の照管するものなし。又子由と兩処を作すに忍びず。兄自ら三哥(子安)の一房あつて郷居すれば、この策を作す可きこと莫きや否や。又ただ恐るらくは三哥と兩処を作すに忍びざらん(与子明兄、全集六〇)。

これは黄州より発したものであると、荆南に買田を謀つていたこのことであろうか。子明に対して、子安一家

が郷居して墳墓を管理してくれるから江淮一任の計を行なつてはどうかと勧め、そうすれば将来子孫の応挙、宦游いずれにも便利であるという。蘇洵をはじめ軾、轍兄弟がそれぞれ早くから卜居の計を懐き、常州、許州に買田して子孫を居住させた彼等の本意を、この書簡は示している。

五 北宋士大夫の徙居と買田

前章までにおいて、眉山蘇氏の移住と蘇軾の買田について述べてきたが、こうした傾向は蘇氏にとどまらず北宋士大夫官僚の一般的傾向であつた。すでに南宋の洪邁(一一二二—一二〇二)は『容齋統筆』一六「思穎詩」に

士大夫の壟畝より発跡し、貴く公卿と為らば、父祖の旧廬を謂いて居るべからずと為し、その宅を更新する者多し。また医薬便ならず、飲膳得難きをもつて、村疇より邑に遷り、邑より郡に遷る者もまた多し。ただ翩然として委すててこれ去る。或いは遠く数百千里の外に在り、自ら大いに已むを得ざることあるにあらざれば、則ち挙動為に宜しく軽々しくすべからず。

と記し、士大夫の徙居の風を指摘し、そうした挙動は軽々

しく行なうべきでない」と批判している。さらに続けて、士大夫のなかには徙居を誇示してそれを詩文に著わすものがあるが、これは思慮にかけた行為であるとして、潁州を帰休の地と定め、「思潁詩」「統思潁詩」(居士集四四)二十数篇を作つてここに帰る日を待望した歐陽脩を槍玉にあげ、「この文作らざれば可なり」と痛烈に非難した。常州買田を遂げてその喜びを詩や書簡に著わした蘇軾もその中に入るのであろう。この洪邁の指摘は後の人に引用されてきたが、清の趙翼は『陔余叢考』一八に「宋時士大夫多不歸本籍」と題して、張齊賢ほか一人を例挙する。⑩ そのうち朱韋斎松を除いてすべて北宋の士人である。もとより趙翼が挙げたものは一例にすぎないが、これによって宋代、ことに北宋の士大夫官僚の徙居の風潮をうかがうことができる。徙居の地域も北宋一五人中、蘇軾、周敦頤以外は、江北の開封、洛陽、許州、潁州など京畿路および京西北路に集中している点もまた当時の趨勢を示すものである。さきに青山定雄氏は宋代華北官僚の系譜を調査されて、唐宋五代以来の華北官僚は他の地域、河北、陝西等から都あるいは都に近い河南地方に徙つたものが圧倒的に多いことを明らかに

にされた。⑪ 氏が及ばれなかった、宋代になって新たに勃興した官僚を加えると、その事例はさらに増加し、第一線で活躍した官僚の大半がこの地域に徙つたことが明らかになるであろう。

その傾向は四川出身の官僚に顕著にみられる。これまで言及してきたなかでも、蘇軾に胡家田を斡旋した綿竹の人楊絵は江陵に田を買い、ここに葬られた。眉州眉山の任汲は、蘇轍の「送任師中通判黃州」に「厭居巴蜀千山底、決住荊河十頃田」とあり、荊河すなわち河南の蔡州汝南県に住む計を立てたらしく、事実彼は近くの光山県に葬られている。⑫ その族親かとみられる任其孚は荊南に莊園をもっていた。また成都華陽の人范鎮は許州に邸宅を構えた。蘇洵が羨望した郷人陳景回は蔡州に土地を有して園圃を治め帰休の計を図った。⑬ これらわずかな例でも四川出身の官僚が、「郷里に住むのを厭って」河南もしくは荊湖地域に徙居する傾向が知られる。彼らは政治経済の中心から遠くはなれた地に生れ、洪邁がいうように生活の便を求めて、あるいは蘇軾がいうように応募宦游の便宜のために離郷していった。その傾向は北宋中期、眉州について言えば蘇渙、程濟が登

第して官僚になった仁宗朝ごろから次第に顕著になっていったとみられる。

洪邁が挙げたもののうち、江南に本籍を有して河南地方に徙ったものは浦城(福建)より潁川(河南)に徙った楊億、会稽(浙江)より睢陽(河南)の杜衍、蘇州(浙江)より許州(河南)の范仲淹、吉州(江西)より潁州(安徽)の歐陽脩である。なかでも范仲淹は郷里の蘇州に義荘を置いたことで有名であるが、彼自身は許州に住み洛陽に墓地があった。仲儀待制に与えた書簡のなかで、「礼制中に遷居してはならぬとあるのは自分も知っている。かつて母を姑蘇に帰って葬ろうと思ったが、その風俗を見るとはなはだ悪い。そこで先祖はもともと北人であったことを思い、洛陽に改めて墓地を定めた」(『范文正公集序』)と、礼制に反する行為の弁明を行なっている。しかしその弁解ははなはだ苦しい。洪邁の批判の対象になった吉州廬陵の人歐陽脩は、父の任地綿州(四川)に生れ、最後は潁州に帰休し、開封府新鄭県に葬られて、本籍地とはおよそ縁のない生涯であった。その彼が故郷に帰ったのは皇祐五年(一〇五三)父母を滝岡に葬った時の一度限りであり、平生、先祖の墳墓の管理は十

四弟煥に委ねていた。煥は脩と曾祖父を共にする。脩が煥に与えた七首の書簡(『歐陽文忠公集』一五三)はいずれも墳墓のことが記されているが、それによると、脩は年々寒食の時に人力を遣わして墓参をさせ、また酒食の費として錢五百文を送り、煥に墓祭の世話のほか墳域の墻垣の修理や樹木の管理などを依頼した。至和二年(一〇五五)の書簡の外封題に「書附吉州小市三院巷云々」とあり、今(南宋時)その玄孫がこの巷に居住するとの注記があって、煥とその子孫は吉州に住んでいたことが知られ、榮達した官僚が故郷に帰らず、墳墓を郷居する族人に管理させたことは前述の蘇軾の場合と同じであった。

洪邁が挙げた楊、杜、范、欧のほかにも江南より河南に徙った例は墓誌銘類に少なくない。例えば宋初の財政官僚として活躍した豫章南昌(江西)の人陳恕は開封祥符県に葬られ(『榮全集』三六)、撫州(江西)の人晏殊は許州陽翟県に葬られた(『歐陽文忠公集』三三)。建安の呉育は天聖中に一家とともに京に上り、育とその父とは鄭州に、充は開封に葬られ、これより建安の呉氏は多く北方に占籍することとなった(『資治通鑑』三三)。錢資元は呉中に旧業なく家貧にして帰する所が

なかったが、陳州居る可しと聞いて母とともにここに來り、ついに陳州に家した（樂筆集四〇）。福州候官の人王回は父を潁州汝陰に葬り、汝陰の人となった（臨川先生文集九三）。

このように四川、江南出身の官僚も「本籍に帰らず」河南、荊南地方に徙居し、異郷の地に葬られた。それは范仲淹自身が承知することく、礼制に戻もどる行為であった。そこで墓誌銘の撰者はしばしば「貧にして帰れず」やむなく客寓の地に住み、葬ったと書いた。建州浦城の人黃子游は「貧にして帰る能わず、陳（州）の宛邱に卜葬し、子孫遂に宛邱に家す」（省齋文選三三）と記されている。また許州に「築室買田」した蘇轍はしきりに「家もと眉州、貧にして帰る能わず」（額浜遺老伝下、樂城後集三）「ここに卜居するは初めより吾が意にあらざるなり」（卜居賦引 同三集五）と記す。それらはもとより、范仲淹と同様、礼制に戻ることへの弁解の語にすぎず、こうした当時の士大夫に顕著な離郷の風潮は後人の批判をあびたのであった。

こうした北宋士大夫官僚の特徴は、革新政治家と目されている王安石ら新法党官僚にも例外ではなかった。江西臨川の人王安石は金陵に隱退し、蔣山の太平興國寺を功德墳

寺に充て田産を施入した（長編二七九—九）。泉州晉江の人呂惠卿は蘇州に田産を有し（同二六七—一五）、秀州華亭県で富民の錢を強借して田産を置いたことから彈劾をうけた（同二七一—一〇等）。同じ晉江の人蔡確は父の代に陳州に徙り（宋史四七一—二）。建州浦城の人章惇も父俞の時に蘇州に徙った（同四七二）。惇は蘇軾が常州に買田した時湖州より詩を寄せ、「我もまた呉門（蘇州）に旧廬を葺く」と詠じ帰休後の交遊を約した。しかしその後、蘇州の抵当田産を強買したとして彈劾をうけ失脚したことは後に述べる。このように新法党官僚もまた本籍には帰らなかったが、卜居、置産の地が河南でなく多く東南地方であった。その点は江南デルタ地帯の開発と関連して注目される現象であろう。

もとより郷里を離れて徙居する風潮はひとり官僚に止まらなかつた。景祐二年（一〇三五）京東西、陝西、河北、河東、淮南六路転運使に詔して、戸をあげ産を鬻し京師に徙って徭役を避けることを禁じ（長編一一六一—二）、さらに同四年、河北転運司に対して

聞くならく、城邑の上戸、近歳多く河南あるいは京師に徙居して、もつて徭役を避くと。辺郡瘠しぼに虚なるを恐る。宜し

く本路をして、これを禁止せしむべし(同一二〇一八)。という詔を発しており、江北諸路の人戸が郷産を売り一家を挙げて京師に流入し、あるいは河北の上戸が河南や京師に徙居する傾向がはげしかったことを物語っている。こうした徙居の風潮について、曾布に興味深い指摘がある。熙寧三年、刪定編勅官の彼が肉刑の議を上って流刑に言及し、つぎのごとく述べた。

古は天下の農民に田畝宮室を授け、宗族・郷人がともに郷土を守り互いに助けあった。故に人々には郷土に安んじ遷を^{はな}重る^{はな}気があった。遠方に流されると、田畝は授けられず、食糧も支給されず、終身こき使われ辱めをうけて、死刑とほとんど差がなかった。近世の民は郷を離れ家を軽んじて東西南北し、転徙して四方に之^かくことはもとより苦にしない。しかも一年居住すると附籍が聴される。だから死刑に近い罪をつくった人を懲らしめようと欲しても、すでに刑罰は疏網である(長編二四一九、宋史刑法志三)。

近世では民が四方に転徙して苦にしないので流刑の重みがないという彼の意見は、当時の流動する社会を示すものである。しかし遠隔地になるほど徙居しうる階層は限られ

てくる。南宋の例であるが、潼川府路転運判官王之望の言に「蜀人東南に至る者は皆士大夫。然らざんば公吏と富民とのみ。その貧乏の徒はもとより遠くに適く能わず云々」(熈寧要録一七四、紹興二六年八月)とあり、四川などで都のある東南に出かけられるものは先ず士大夫であった。彼らは地方官となって方々を廻り、意に合った土地を探すができ、しかも「築室買田」しうる豊かな資力をもっていた。

それに反して官僚に昇りえない者は知識人であっても郷里に留まり、発跡し離郷した族人に代って先祖の墳墓を守らねばならない。蘇軾における不危、歐陽脩における煥がその例であり、不危のように郷居に不満をもつ者も少なくなかったであろう。北宋中期以後の科挙受験者の激増は地方の讀書人層の増加を示すものであるが、志を得ず郷里にとどまる「土居の士人」の郷村社会における実態と役割については別に考察しなければならぬ問題である。

以上、北宋士大夫官僚が生活の便、応挙宦遊の利を求めて本籍を離れ異郷に徙居した風潮について、若干の考察を行なってきたが、それはしばしば「求田問舍」「買田築室」といわれるように、蘇軾の実例が示すごとく、土地の獲得

が前提であった。彼らがどのような方法でその土地を得ていたかについて、つぎに一つの事例をあげて述べてみたい。

さきの蘇軾の場合はその地に住む知人らの斡旋によって買田したが、その知人はさらに土居の士人に交渉を委ねた。「世の士大夫は自ら田業を買うに心をつくさざるにあらざるも、往々価高くして田薄く、地広くして収鮮^{せうせん}なし。何となれば、その習う所にあらざるをもつてなり」との孫升の言がある(長編三九七—一九)が、悪田をつかませられないためにも、その土地に明るい土着の人を使うのが安全であることは言うまでもない。土居の士人の側からすれば、そのことを通じて高級官僚との縁を結び出仕の緒をうることになつたであろう。今一つはその地の地方官吏と結托して出売の官田を承買する方法であった。台諫の弾劾をうけるのは多くこの場合であった。軾の常州買田もその嫌疑をかけられたが、より詳細にその間の事情を伝えるのは、章惇の強買事件であった。それは元祐三年(一〇八八)閏十二月より翌年八月にかけ、「殿上の虎」と恐れられた右正言劉安世が前後十一道の弾劾文を奏上した事件である。

弾劾文によれば、章惇は元祐三年二月に蘇州崑山県百姓

朱迎ら四戸——後の調査で二戸——の市易官錢の抵当田産を強買した。朱迎らとその不法を蘇州、転運司、提刑司につぎつぎに上訴したが、受理されないため、ついに戸部にまで訴えたというものであった。朝廷は早速江淮発運司に命じて事情を調査せしめたところ「条法において別に違礙なし」との報告を得たが、安世らの執拗な糾弾を認めて、関係の州県官を処罰し、田産を元にかえし、章惇は一官を降し、宮觀差遣を与えるとの処分を行ない、一年近くかかってようやく決着をみた。この時の十一道の奏疏は『辰言集』(四部叢刊統編所収)巻五に収録し、『長編』は『劉安世集』から引用して新旧実録の補訂を行なっている。もとより『長編』の引用文には文字の誤脱が多く、宋刊本景印の前者によるべきである。

十一道の奏疏は新法党人追放の政治的意図のもとに書かれたものではあるが、その内容は当時の官僚の土地兼并の在り方を示唆する。以下、奏疏の中から一、二の問題を挙げてみよう。

弾劾事由の一は、編敕節文に「侍從官待制以上は広く産業を置き、民と利を争うを得ず」とあるのに、章惇は蘇州

出売の官田を尽く賤価をもって収買して細民と利を争つたとする点にあった。これによって当時高級官僚の殖産が法的に抑制されていたことがわかるが、しかし、それは厳密な規制ではなかった。第十一奏に章惇が子の名義を用いて田契を立てた点を挙げて、再び右の編敕を引用し、

祖宗の制、ただ從官以上の広く産業を営み民と利を争うを得ずと戒しむるのみ。苟くも殖貨^{はなは}ただ甚しからざれば、則ちこの法の禁ぜざる所なり。

と述べている。この編敕がどのようにでも解釈しうることを示しており、これが官僚の殖産抑制にさほどの効力をもつものでなかったことを暴露しているといえよう。

第四奏に、江淮發運司より派遣された調査官が崑山県の公案を調べて「買田の事は実状ありといえども、条法においては別に違礙なし」と報告したのを批判し、姦吏が権力者に附いて良民を虐げる場合、決して案牘のなかに民を逼脅した形跡を残しておくのではない。今、書類が具っているのを信じて、その本意をたずねないなら、民を救うことはできないと述べ、「外に違法の形なくして、内に奪民の実あり」という。朱迎らは出売を願わないのに官吏に脅

迫され無理遣りに願売文書を書かされたと訴えたが、その事實は文書に表われない。胥吏が当の高級官僚と結託して条法に適うように文書を作成し、脅迫のあとを留めないからである。さきに蘇軾が常州買田について彈劾された時、

彼は「条に依って買得」し「法に依って決し」たと弁明し、その証拠書類は所轄官庁に現存しているといい、その主張が認められたが、それも果して「外に違法の形なくして、内に奪民の実あり」でなかったかどうか。およそ官僚の買田に伴う紛争のうらに、官吏と結んで農民から無理遣りに田産を強買した事実がつきまといたとみななければならぬ。それが蘇軾の場合は無実とされ、章惇は処罰をうけたが、それは両者の置かれた政治状況の違いに帰着するであらう。

こうした官田出売にあたっての権力者の不法行為を防止するために、種々の立法が行われていた。宋代では土地売買に際して房親、四隣の先買権が認められていたが、没官田についても天聖元年（一〇三三）七月の敕では、見佃戸に承買の最優先権を与え、ついで四隣、中等以下の人戸の順に与えた（宋史食貨六三一—七二）。また南宋になると、官田

の出売は提刑司の職責であり、提刑司は州県官に委任して、出売を指示して一ヶ月以内に実封投状させ、期限後開封して最高値のものに売るが、先ず見個人にその価格を提示して承買の有無を問ひ、承買しなければ投状者に与えた。しかも見個人がその土地を三十年以上佃賃しておれば、最高値の二割減で与えるとの見個人優遇の処置がとられていた。また不正を防止するため、当該州県の見任官、主管の公人、官吏の承売を禁じた。しかし寄居待闕官には投状が認められ買田承買資格をもっていたから、見任官と結んで出売官田を買得ることができた。『宋会要』食貨には、富室大姓が官吏牙儉と計囑して、膏腴田の価値を低く見積って買占め、中下の田産の価値を高くつけるため、中下田には買手がつかず(同六一―三四、三五)、せっかく出売しても官の収入はほとんどない(同六一―四四)といった弊害がみられた。ことに抵当田産は、劉安世によると、後の失陥の弊を防ぐために実価より低く値ぶみするものであるという。その賤値に目をつけ州県官を籠絡して抵当物件を占有する事例は少なくなかったであろう。蘇軾が買った宜興曹姓田産も黃慶基らの弾劾文によれば、抵当田産であったという。

劉安世奏疏に記す不正買田の事情は、ひとり章惇に限らず当時の官僚一般について言えることであつたろう。蘇軾の買田においても、先には先佃後買の問題があり、後に宜興田では元主曹氏の昏頼をうけたことなど、その背後にこうした不正強買の事実がひそんでいたように思われる。

ところで政争の激しかった宋代にあっては、官僚の田産は必ずしも安定したものではなかった。章惇のように反対党の糾弾をうけて獲得した田産も「改正」せしめられ、没官される例は他にも少なくない。また流謫中に佃人の侵奪をうけることもあった。例えば、程頤(一〇三一―八五)は元豊中、錢數百千をもって汝州の戸絶の荒田二十余頃を買ったが、紹聖元符の間、頤が罪をえて遠謫されると、元の個人が隙に乗じて争って買い取った。しかも戸部はこの田を奪って汝州より重売したため、元符三年(一〇九九)十二月、方宙が上疏して、汝州に命じて元売価により頤の田を給還させることを願ひ出ている(遺命録二)。まして族親に任せきりの郷里の財産になると、なおさら廢絶の可能性は大きかったろう。真宗大中祥符四年(一〇一一)九月三日、諸路州軍県鎮に詔して

あらゆる文武官の^{げん}見に遠任に居り家属寓止するもの、もし子弟姪無頼にして家業を幹せざる者あらば、即ち敵に約束を行うべし(宋会要刑法二一〇)。

とあり、官僚の家業が無頼子弟の管理怠慢によって、廃絶する場合が少なくなかったことを物語っているといえよう。前述の歐蘇の先墳にしても、明代にはすでに無くなっていた(説部精華四、考核下)と、王士禛は記す。

六 む す び

われわれは蘇軾を中心にして北宋士大夫官僚の「不帰本籍」の実態をみてきた。彼らは登第して官僚にのぼると、郷里に残した先墳家産の管理を郷居する族人にゆだね、みづからは医薬飲饍の便、応挙宦游の利を求めて「求田問舍」し、土着の士人を用い、州県官や胥吏と結託して「買田築室」した。眉山蘇氏も五代宋初より拾頭した新興地主ではあったが、つねに貧と称せられ、発跡ののちは官俸に依存し、族産家業との関係は認められなかった。そのことは「本籍に帰らなかつた」士大夫一般にいえることであり、大土地所有者である彼等が支配権力に身をおくことによつて自

己の土地所有を守ろうとした、といったとらえ方は一面的であるといわねばならない。また彼らによつて族譜の編纂、義荘の設置、郷約の作成などが行われ、宗族郷党の団結と相互扶助がうたわれたが、例えば近世の族譜の手本とされたのは欧蘇のそれであった。それを編纂したのが郷里を棄てた歐陽脩であり、蘇洵であったのは、はなはだ示唆的である。むしろそうしたものの出現こそ、現実には族的結合の弛緩を物語るものといえよう。

しかし、もとより登第発跡しうる階層は読書人全体からすれば少数であった。ことに北宋中期になると地方の読書人の数は激増し、官界をめざしてひしめいた。それが政界におけるみにくい朋党の争を激化させることになったが、他方、科挙に挙げられず、志を得ずして郷里に留まつて、あるいは州県学の教諭となり、あるいは地方官庁の属吏となり、族産の管理維持にあたって、みづからは果せなかつた官僚への望みを子孫に託した「土着の士人」が存在した。彼らの実態はなお明らかでないが、南宋になると、史籍には「寄居の士人」が州県官と結んで横暴を働いたことが記されるとともに、「土居の士人」を郷村の保安、賑濟事業

等の指導者に起用して郷村統治を支えしめた事例が少なくない。また社倉等の運営に当った「郷官」というのも、朱熹の社倉規約によれば、多くはこれら土居の士人であった。同じく士大夫階層とはいっても、本籍に帰らざるものと、失意のうちに郷居する土居の士人とへの分化の過程と実情について弁別することは、宋代の社会、文化の性格を知る上には是非とも必要な課題であると思われる。

① 東坡尺牘について

蘇軾の書簡は宰相等に送った長文のなかば公的な上書と、知人、子弟、族人等に宛てた小簡、いわゆる尺牘とに分けられるが、大部分を占める尺牘は、いわゆる『東坡七集』の統集巻四―七に収録する。統集は明成化中の編纂にかかり、前六集に比べてはなはだ編纂は雑然としており、偽作の詩文も含まれている。尺牘についても文字の誤りが多い。明代に刊行された他の東坡の集うち、寓目した文集で、尺牘類を収録する巻数は次のごとくである。

○東坡先生全集七十五巻 明文盛堂刊本 巻五〇―六一

○重編東坡先生外集八十六巻 明万曆三十六年序刊本 巻六三―八一
ともに収録数、排列が異なり、文字の出入もあるから、彼此対校する必要がある。

尺牘の最も古い刊本は北京図書館所蔵の

○東坡先生翰墨尺牘殘二巻 元刊本

であり、京都大学にその景照本がある。『紛欣閣叢書』所収の同名の

書は、恐らくこれと同一もしくは同系統の刊本に基づいて覆刊したものであろう。もっとも信用しうるテキストであるが、収録数は前三者より少ない。

なおわが国でも歐陽脩の尺牘を併せて選輯した『歐蘇手簡』四巻『後編』二巻が江戸時代に刊行され、明治になって大槻誠之『箋注歐蘇手簡』四巻、西川文仲『歐蘇手簡注解』四巻などが出版されており、わが国でひろく読まれたことを知る。

引用にあたっては、おおむね通行の七集本の巻数を記すが、尺牘については便宜上、序数を付していて検索し易い全集本を主とする。

② 西野貞治「東坡詩の買田の語について」(人文研究―大阪市大―一九一〇、昭四三)に買田に関する主要な書簡が紹介されている。多くの教示をえたが、原文の移録、訓読などやや異にすることがあるので、紹介すみの資料も重複をいとわず引用した。

③ 清、王文誥『蘇文忠公詩編註集成』繪案二四。なお本書繪案は蘇軾のもっとも詳細な伝記であり、本稿もおおいに本書を利用した。以下、「繪案」と略記する。

④ この書簡の一節は小川環樹「蘇軾の書簡」(中國詩人選集二集 第六卷蘇軾下、付録、昭三七)のなかに訳されている。

⑤ (一) 承令弟見訪。岸下無泊処。又苦風雨。忽忽別去。至今不足。示諭田事。方憂見罪。乃蒙留念如此。感幸不可言。某都不知彼中事。但公意所可。無不使者。軍屯之東三百石者。便為下狀甚佳。李教授之兄又云。官務相近有一莊大佳。此彭寺丞見報。亦聞為間看。今日章質夫之子過此。已託於舟中載二百千省上納。到。乞身留下。異家公見念。令有婦老之資。異日。公為蒼生復起。當却為公葺治田園。以報今日之賜也。適新旧守到莞。冗甚。不一。

* 統集なし。 ** 外集 別作解

(二) 示諭秀才唐君許爲留念。兼令幹人久遠幹之。幸甚幸甚。其未能去此間。更無人可以往啓。必須至奉頓唐君也。未嘗相識。便蒙簡許。必以元素之故也。深欲作書爲謝。適元甚。非久別附聞。且乞道區。……

* 統集 開作聞 * 同 元作陳

(三) 承示諭定裏胡家田。公与唐彦議之。必無遺策。小子坐享成熟。知幸知幸。近答唐君書并和紅字韻詩。必皆違矣。胡田先佃後買。所謂抱橋潑浴。把纜放船也。呵呵。凡事既不免干瀆左右。乞一面裁之。不須問渠也。尚有二百千省。若須使。乞示喻。求便附去。見陳季常體云。京師見任郎中其爭之子欲完荆南頭瀆莊子。去府五十里。有田五百米石。厥直六千。先只要二百米千。餘可運還。不知信否。又見柔宜德音。此田甚好。但稅稍重。告爲問看。……

* 統集 梁作深 * 統、外集 船作缸 * 全集 求作來

⑥ 『范太史集』三九「天章閣待制楊公墓誌銘」

⑦ 定襄は南朝時代に荊州に僑置された呉。隋大業初に廃止された。

⑧ 「把纜放船」の語は「与浴室用公」(全集六)にも用いている。知長講起信。自譚入禪。把纜放船。甚善甚善。

ここでは教学より禪へ進んだ用公の着実な仏学を褒めており、この比喩はよい意味に用いている。

⑨ 眉州眉山の人任孜(字廓平、又字遵選)任俊(字師中)兄弟は慶曆中に登第、蘇洵とならぶ眉山の名士であった。賦は兄弟を大任、小任と呼び、「送任俊通判黃州兼寄其兄任俊」など詩文の交わりをもち、俊が元豊四年死去したとき、彼の祭文、挽詞をつくった。後述することく、轍にも送別の詩があり、それによって俊も卜居を計画していたことが知られる。宋史三四五に孜の子伯雨の伝がある。

⑩ 賦が王安石を訪問したとき作った「次荆公韻四絶」其三に 勸我試求三畝宅 從公已覺十年遲

とあり、王安石より金陵に宅居するよう勧められた(小川環樹、蘇賦下、五頁参照)。

⑪ 張道「蘇夢詩話」の説。王文誥は、十年近くたっているので曹氏はすでに元価を消耗していた。昏頹とは糊塗許願してその耕作等のことを阻む意であり、真に贖田を欲したのではない(論叢二四)と考える。ただ兩者とも、

某宜與已得少田。至楊附通。乞唐常。仍遣一姪孫子賣錢。往宜興納官蓋官田也。(管案太虛五、全集五二)

を引用して曹田以外に官田も買得したと解するのは、誤りであろう。むしろ黄慶基の言にあるごとく、曹田が抵当田産であったことを証する書簡といえる。なお「蓋官田也」は後人の注記である。

⑫ 周藤吉之『中国土地制度史研究』昭二九、六六七頁参照。

⑬ 蘇序の伝記資料

蘇洵「族譜後録」下(嘉祐集二二)

蘇賦「蘇廷評行狀」(全集一六)

曾鞏「贈職方員外郎蘇君墓誌銘」(元豐類稿四三)

李廌「師友談記」

⑭ 蘇賦「書外曾祖程公逸事」(全集六六題跋)

公諱仁嗣。眉山人。以仁厚信於鄉里。蜀平。中朝士大夫憚遠信。官闕選士人有行義者撰。公撰錄參重。……公坐逸囚。罷歸。

⑮ 程游の伝記は呂陶「太中大夫武昌程公墓誌銘」(津德集二二)による。それによれば男四人が任官し、之才、之元、之部の三人はいずれも転運判官になった。蘇賦も「書外曾祖程公逸事」で「同時に監司となる者三人」と記すのはこのことを指す。

⑯ 趙翼「陔餘叢考」一八「宋時士大夫多不帰本籍」

張齊賢由曹州興洛陽、楊億由蒲城遷潁川、韓億由其定徙雍邱、杜衍由会稽徙睦陽、范仲淹由蘇州徙許州、范鎮由蜀徙許、文彦博由汾徙洛、

呂公著由壽製洛、歐公(陽脩)由吉健類、二蘇(軾、轍)由眉徙類及陽羨、司馬溫公(光)由夏鼎徙洛、王文正(旦)由大名徙開封、周元公(敦頤)由邈州徙九江、邵康節(雍)由范陽徙洛、朱軾(松)由新安徙建安、……

なお酒井忠夫『中国善書の研究』(昭三五)八八―九三頁にこの問題を科挙制度より論ずる。

17 青山定雄「宋代における華北官僚の系譜について」(聖心女子大学論叢二一、二五 昭三八、四〇)。

18 任伯の伝は蔡觀「瀛州使君任公墓表」(淮海集三三)。
19 彼は高麗を作って洛にいる司馬光の地室に対抗したという(文昌雜錄)。

20 丙申歲。余在京師。鄉人陳景回自南來奔。其官得太子中允。景回旧有地在蔡。今將治園囿於其間以自老。(勞祐集一五)道下居意贈陳景回(詩序)。

21 近藤秀樹「范氏義莊の変遷」(東洋史研究二一―四)等参照。

22 王士禎『說郛精華』二評墮下「再嫁」
宋世士大夫最講礼法。然亦有不可解者二。仕宦卒葬終身不歸其郷。一也。

23 蘇軾「和章七出守湖州二首」の施注に、章惇小伝を記したなかに、東坡既買田陽羨。子厚在湖州。寄詩云。

君方陽羨卜新居 我亦吳門拜旧廬
身外浮雲輕土直 眼前陳迹付荒條
湖声山色蒼雲上 花影溪光翠靄餘
他日扁舟約來往 共將詩酒狎樵漁

とある。小川環樹・倉田淳之助編『蘇詩佚注』上(昭四二)一一〇頁参照。

24 乾興元年(一〇三二)に官僚、衙前將吏の土地所有制限の命令が出

されたが、官僚の反対にあって間もなく廃止された。また七年(一二〇二)の詔では近臣は居第の外、京師に広く物業を置くことを禁じている。これら官僚の土地と物業の所有の制限については周藤吉之「宋代官僚制と大土地所有」、宮崎市定「宋代以後の土地所有形体」(アジア史研究第四)等に言及され、その制限策が官僚の反対により廃止もしくは骨抜きにされたことが指摘されている。

25 自来州界估計抵当物業。止約一半之直。蓋官司防異日失陷之弊。不用本佃(尽言集卷五)六)。

26 方提舉請還先年所奪伊川先生田土

於元豐間。以錢數百千。市汝州戶絕荒田二十餘頃。躬耕以贍親族。逾十六年。開墾漸注。漸成熟土。至紹聖元符之際。頗得罪遠謫。而旧佃人乘隙爭買。戶部以聞朝廷奪之。下汝州。出榜重売。……乞下汝州。依元完價格。給還願田。

この文の一部分は章野靖「宋代民田の佃作形態」(史卿一〇、昭四四)一〇七頁に、佃戸成長の一証として引用されている。

なおこの汝州地方は熙寧中より四方の民が集まって開墾し、北宋末には良田となった(宋会要食貨七〇―二四)と伝え、程頤もいわば開拓者の一人であった。

(京都大学文学部助教 氏名不明)

The Theory of Evolution in the Political Thought of Japan and China in the Early Meiji Era

by

Peng Tse-chou

In this article I have tried to analyze modern political thought in Japan and China, particularly how the theory of evolution took its place in the histories of the two countries.

Here, I must point out that by evolution I mean social evolution, which was first introduced into Japan and later China at the end of the 19th century, not biological evolution.

This is a comparative study of modern political thought, and I have found it convenient to divide my conclusions into three main points, as follows:

1) Both Japan and China, in the age of an enlightenment movement, were extremely fond of the ideals of British utilitarianism.

2) In accordance with Herbert Spencer's theory of evolution, Japan and China rejected radical revolution and advanced their reforms gradually.

3) The theory of selection (survival of the fittest) provided a stimulus for the formation of nationalism in Japan and China. This nationalism was earnestly needed to repel the threat of the Western Powers in order to bring about the independence of two countries.

The Wandering Shi-tai-fu 士大夫 and their Purchase of Land

by

Masaaki Chikusa

Su-shin 蘇軾 (Tung-po 東坡), a well-known writer and civil-officer of the Northern Sung 北宋 dynasty, left many letters of his own. With

reference to the letters concerning his purchase of land and the ones which he wrote to his relatives, the author has here attempted to make clear a social and economic aspect of the life of Chinese gentry (Shi-tai-fu 士大夫) in his time.

Su-shin 蘇軾 was looking for land since he was exiled to Huang-chou 黃州, and finally managed to get it in Ch'ang-chou 常州 by the help of his friends and native men of influence (Shih-jên 士人). (On this occasion, he was suspected of his unlawful deed in conspiracy with local officials.) Since then, he never returned to his native land Mei-chou 眉州, leaving his ancestor's tomb and his house in charge of his relatives.

Such an attitude was common in the Shi-tai-fu 士大夫 class in Northern Sung 北宋, who as Su-shin 蘇軾 himself wrote, aimed at good living and their descendant's success. We find in them a fluid part of the Northern Sung 北宋 society. At the same time, we should notice the fact that there were many Shih-jê 士人 who could not obtain the post of officials and remained in their native land.

Making of the Common Law and the Part Played by the Royal Writs

by

Yutaka Matsugaki

In this article, we postulate the making of the common law in the reign of Henry II, as unification of the principle in the feudal jurisdiction with that in the royal or franchisal jurisdiction, and as regulation of the feudal elements by the supremacy of royalty.

And this assumption will be confirmed, we suppose, by the facts that the principle of "*nemo tenetur respondere in curia domini sui de aliquo libero tenemento suo sine praecepto domini regis*" (Glanvill, *Tractatus de legibus*, xii, 25) was established as the result of commonizing of issue of the "writ of right", and that the transfer of all pleas in the feudal court into the king's court became to be possible, whenever the king wishes, by the "writ *praecipe*". These royal writs, being originally the executive means, changed themselves gradually and customarily into the